

## 8. 建設副産物最終処分場の受入料金

### ○単価適用にあたっての注意事項

1. 別表の単価は、積算に使用するものであり、実際の処理施設を指定するものではないので注意すること。
2. 廃棄物の種類や状態、施設の稼動状況等によって受入条件及び受入金額は変動するので、必ず事前確認を行うこと。
3. 積算を行う際は、受け入れ先の処理能力を考慮すること。
4. 別表の単価は、受入料金のみの単価であるので、運搬費ならびに産業廃棄物税相当額を必要に応じて別途加算し、直接工事費（準備工に伴うものは共通仮設費の準備費）に計上すること。
5. 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づく災害復旧工事（関連、助成等含む）においては、施設等の取り壊しにより生じた産業廃棄物の搬入について課税が免除されるので、適正な積算に努めること（詳細は平成 17 年 8 月 22 日付け建政第 691 号を参照のこと）。
6. トラックスケール（計量設備）のない施設への処理を想定する場合は、近隣のトラックスケールのある施設で計量後、処理施設へ運搬するため、適切な運搬費を積算に計上すること。
7. 別表に記載のない施設へ運搬する場合は、当該施設が許可施設であることを確認のうえ、別途見積りをとること。

